

# 官報 について



『官報』は、日本政府の機関紙です。行政機関の休日を除き毎日発行されています。あらゆる法令は官報を通して公布されます。

## 1.何が載っている？

法令の条文…新しく制定された法律、政令、条約、省令、告示等

広報…国会事項、人事異動、叙位・叙勲、褒章、皇室事項、官庁報告（国家試験、公聴会、地価公示等）及び資料（閣議決定事項、国際収支状況等）など

公告…中央省庁・地方自治体・特殊法人・裁判所・会社による公告

※ 各省庁が発する通知・通達は掲載されていません。

## 2.中央図書館で所蔵している範囲

明治16(1883)年7月2日の創刊号から、2～3日前までのものがあります（一部、欠号あり）。また、データベース「官報情報検索サービス」を契約しており、昭和22年5月3日～当日までの官報が専用端末で閲覧できます。詳しくは「5.データベースで検索・閲覧する」をご覧ください。なお、次の範囲の官報はインターネットで無料公開されています。

●国立国会図書館デジタル化資料「官報」(<http://dl.ndl.go.jp/#kanpo>)

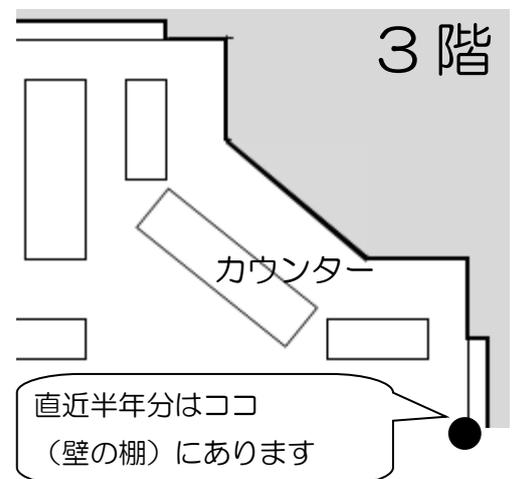
創刊日から昭和27年4月30日まで

●インターネット版「官報」(<https://kanpou.npb.go.jp/>) 直近30日分

## 3.どこにあるの？

年代によって、配置場所と形態が異なります。

直近半年分	場所：3階 社会自然系資料室カウンター横 形態：原紙をバインダに綴じた状態 利用：ご自由にご覧ください。
約7カ月前～ 大正8年まで	場所：3階 社会自然系資料室の書庫 形態：原紙をバインダに綴じたもの、または原紙を製本したもの（昭和46年まではマイクロフィルムでも所蔵しています） 利用：3階カウンターにお申し込み
大正7年以前～ 明治16年まで	場所：2階 書庫 形態：マイクロフィルム 利用：2階カウンターにお申し込み



3階

カウンター

直近半年分はココ  
(壁の棚) にあります

！1年前～2年前の官報は、製本作業を行っていることがあります。製本作業には2カ月程度かかり、この期間はお利用いただけません。データベース「官報情報検索サービス」をご利用ください。

## 4.見方・つかい方

官報は毎日発行され、そこに掲載される情報量は膨大です。まずは、見たい記事の掲載日を特定することがポイントになります。たとえば、法律の条文を探す場合には、その法律が公布された日の官報を見ればOKです。掲載日が分からない場合は、データベースで記事を検索しましょう。

官報は次のような構成になっています。これらは同一日に発行されることもあり、ページづけはそれぞれ別々になっています。

- 本紙 ----- 法律・政令・省令・公告などを掲載。先頭に目次あり。
- 号外 ----- 本紙に掲載しきれなかった分を掲載。先頭に目次あり。
- 政府調達公告版 -- もっぱら政府調達に関する情報（入札公告や落札者、随意契約等）を掲載。
- 目録 ----- 前月分の目次を掲載。ただし下表の「⑪告示」より上の事項に限られる。  
順序は事項別・省庁別。毎月中旬に1回発行される。
- 資料版 ----- 各種白書や統計調査の概要を掲載。緑色の用紙が使われている。  
1953年から毎週水曜日に発行されていたが、2007年3月で刊行終了。

本紙および号外に掲載される事項と掲載順序は次のとおりです。

事項	概要
① 憲法改正	日本国憲法は、昭和21年11月3日の官報号外に掲載
② 詔書	国会召集、衆議院解散、衆参両議員の選挙施行等に関する詔書
③ 法律	国会で制定または改正された法律の条文
④ 政令	内閣が制定する命令（「〇〇法施行令」「〇〇に関する政令」等）
⑤ 条約	外国または国際機関との間で合意、成立した条約。外国語文を併記
⑥ 最高裁規則	最高裁判所が自ら制定した規則
⑦ 府令・省令	中央府省庁が制定する命令（「〇〇法施行規則」「〇〇に関する省令」等）
⑧ 規則	会計検査院・人事院・各種の委員会等が制定した規則
⑨ 庁令	海上保安庁令のみ
⑩ 訓示	上級行政機関が下級行政機関に対し発する命令 ※通達は含まれません。
⑪ 告示	公の機関が決定した事項。内容は多岐にわたる
⑫ 国会事項	衆参両議院の規則や議事日程、人事等
⑬ 人事異動	中央省庁（課長級）・都道府県（部長級）・政令市（局長級）等の人事異動
⑭ 叙位・叙勲	位階・勲等に叙せられた者の氏名と、その位階・勲等
⑮ 褒章	褒賞を授与された者の氏名と、その褒賞の種類
⑯ 皇室事項	親任式・行幸啓関係・宮中諸儀等
⑰ 官庁報告	官庁事務に関する事項・国家試験合格者・公聴会等
⑱ 資料	閣議決定および閣議了解事項、各省庁の各種報告および資料（統計等）
⑲ 地方自治事項	都道府県等からの報告事項等
⑳ 公告	官庁（許認可関係等）、裁判所（相続、失踪、破産等）、特殊法人、地方公共団体、会社（合併、解散、決算等）による公告

----- 官報は複写（コピー）していただけます。

資料の状態によってはマイクロフィルムからの複写となります。貸出はできません。-----

## 5. データベースで検索・閲覧する

### ●官報情報検索サービス

官報に関する最も充実したデータベースです。昭和 22（1947）年 5 月 3 日以降について、本文のテキスト検索ができます（叙勲者氏名や国家試験合格者氏名、公告を掲載した会社名などでの検索もできます）。また、紙面画像の印刷も可能です。

ご利用にあたっては、3 階 社会自然系資料室のカウンターにお申し込みください。無料で検索・閲覧していただけます。（印刷は有料）

### ●Web 国立国会図書館デジタル化資料「官報」

<http://dl.ndl.go.jp/#kanpo>

創刊日から昭和 27 年 4 月 30 日までの官報（本誌・号外・附録）の詳細検索ができます。また、紙面画像の閲覧・印刷も可能です。

### ●Web 官報検索

<https://www.gov-book.or.jp/asp/Kanpo/KanpoList/>

1996 年 6 月 3 日以降の目次（本紙・号外・政府調達・資料版）が検索できます。

### ●Web 官報バックナンバー

<http://www.kantei.go.jp/jp/kanpo/digest-bk.html>

直近 1 年分の本紙・号外の目次を閲覧できます。検索機能はありません。

### ●Web インターネット版「官報」

<https://kanpou.npb.go.jp/>

直近 30 日分の官報（本紙・号外・政府調達）の全文を閲覧できます。検索機能はありません。

### ●Web 政府公共調達データベース

[https://www.jetro.go.jp/gov\\_procurement/](https://www.jetro.go.jp/gov_procurement/)

官報に掲載された公示等を、公示の種類・官報掲載日・調達機関・調達機関所在地・品目から検索できます。

## 6. 冊子目録で検索する

【 】は当館資料の請求記号です。

### ■『官報 目録』（官報目次総覧：第 1 巻～24 巻）（文化図書） 【317/110】

毎月発行される官報目録を復刻製本したものです。全 24 巻で、明治 16 年から昭和 62（1987）年分までをカバーしています。

### ■『官報総索引』（文化図書 年刊） 【317/5N】

毎年発行されている索引です。関係機関→事項→日付の順に並んでいます。また、巻頭には機関別の事項索引もあります。昭和 63 年分より所蔵しています。

## 7. 官報の活用例



### Q1. 「関西国際空港株式会社法」の制定当時の条文が見たい!

A1. 昭和59年6月30日に公布された法律ですので、同日の官報に条文が掲載されています。

なお、制定当時の法律の条文は、『法令全書』やインターネットサービス「日本法令索引」(<http://hourei.ndl.go.jp/>)を用いて「関係情報へのリンク」の「衆議院 制定法律」等でも見る事ができます。「日本法令索引」は、ある法律の改正や廃止等の来歴を追いたい場合に便利です。

また、現行の条文を見るには『現行日本法規』のほか、インターネットサービス「法令データ提供システム」(<https://www.e-gov.go.jp/law/>)などをご利用ください。

### Q2. 平成30年の司法試験合格者を知りたい

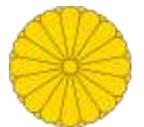


A2. データベース「官報情報検索サービス」を利用します。

記事検索で「平成30年 司法試験 合格者」で検索しましょう。2018年10月3日発行の号外216号に、平成30年の司法試験合格者に関する公告が見つかります。

なお、司法試験以外の国家試験合格者(司法書士、弁理士など)も調べることができます。

### Q3. 平成25年の「歌会始の儀」で皇后陛下が詠まれた歌は?



A3. データベース「官報情報検索サービス」を利用します。

年限を区切って、「歌会始の儀」で検索しましょう。

2013年1月18日発行の本紙5967号に、皇室事項として参加各位が詠まれた歌が掲載されています。

皇后宮御歌御製 天地(あめつち)にきざし来たれるものありて君が春野に立たす日近し

### Q4. 元号が「令和」にも変わることも官報に書かれていますか?



A4. 平成31年4月1日発行の官報「号外特9号」に、政令として掲載されています。

この政令(政令第143号「元号を改める政令」)が、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行の日(平成31年4月31日)の翌日から施行されたため、5月1日が令和元年となりました。なお、読みを「れいわ」とする旨は、この政令の隣に内閣告示として掲載されています。

ちなみに、官報の号数は元号ごとの通し番号になっていて、改元されると1号に戻ります。

もっと詳しく → 3階カウンターにお気軽にお問い合わせください!